

3月の無料相談

※22日(月・祝)は除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 25日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	5日(金)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	17日(水)	13:00~16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員) (弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	8日(月)	10:00~12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	12日(金)・19日(金)	14:00~16:00 土浦保健所(☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで

■女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~16:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制	
	13日(土)	10:00~15:00			
法律相談	25日(木)	13:30~15:30			法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律関連一般相談	12日(金)・26日(金)	13:00~16:00			法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	12日(金)・26日(金)	13:00~16:00		仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻く さまざまな悩みごと(専門相談員)予約制	
DVヘルプライン(電話相談)	18日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関すること	

個人事業者を狙った 悪質訪問販売にご注意!

消費生活センターから

☎823-3928

個人事業者を狙い、訪問販売で「電話代が安くなる」、「アナログ回線は使えなくなる」などと虚偽の説明をして、高額な電話機のリース契約を結ばせる事例があります。

リース契約は、原則中途解約ができないので、月々のリース料が安くても、契約期間が長いと、支払総額が高額になるケースがほとんどです。中には、既に廃業しているにもかかわらず屋号で契約させて、クーリング・オフの対象とならない事業者契約を結ばせる悪質な事例もあります。



経済産業省の通達改正(平成17年12月6日改正)により、事業者名による契約であっても、事業用より主に個人用・家庭用に使用するためのものであれば、消費者保護を目的とし

た特定商取引法が適用になることが明示されました。

自宅を兼ねた店舗で営業しているなどの個人事業者で、事業用というよりは主に家庭用として使用しているときは、消費者性が高いと考えられるため、特定商取引法が適用になり、クーリング・オフで契約解除ができます。

また、使っている電話機は使えなくなるなどと嘘を言って勧誘したときは、クーリング・オフ期間を過ぎても、不実告知で解約交渉することができます。

このように、個人事業者であっても消費者性の高いときには、消費生活センターでご相談をお受けしています。

